

○国立大学法人埼玉大学内部統制システム運用規則

〔令和3年3月18日〕
規則第51号

改正 令和4.3.17 3規則40

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学業務方法書第3条の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における内部統制システムの推進のための体制及びその体制に基づくモニタリングに関し必要な事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 本学の業務の有効性及び効率性の向上、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保することを目的として、学長が本学の組織内に整備し、及び運用する仕組みをいう。
- (2) 内部統制システム 本学の役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。
- (3) 部局 各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、教育学部附属教育実践総合センター、教育学部附属特別支援教育臨床研究センター、各教育学部附属学校、事務局、監査室及び国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定により置く各室をいう。
- (4) 部局長 前号に定める部局の長をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学の役員及び教職員（以下「役教職員」という。）に適用する。

(内部統制最高管理責任者)

第4条 本学に、内部統制最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学における内部統制システムの整備及び運用に関して総理し、その最終責任を負う。

(内部統制統括管理責任者)

第5条 本学に、内部統制統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事（総務・財務・施設担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学における内部統制システムの整備及び運用に関する業務を統括する。

3 統括管理責任者は、本学における内部統制システムの整備及び運用状況についてモニタリングを実施し、第10条に規定する内部統制委員会へ毎年度1回以上報告するものとする。

（内部統制管理責任者）

第6条 本学に、内部統制管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、理事をもって充てる。

2 管理責任者は、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

3 管理責任者は、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用状況について、統括管理責任者へ毎年度1回以上報告するものとする。

4 管理責任者は、所掌する業務における内部統制システムに関し重大な問題が発生し、又は報告を受けたときは、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するとともに、速やかに必要な緊急措置及び是正措置を講ずるものとする。

（内部統制部局管理責任者）

第7条 部局に、内部統制部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置き、部局長をもって充てる。

2 部局管理責任者は、当該部局における内部統制システムの整備及び運用を推進する。

3 部局管理責任者は、当該部局における内部統制システム上の重大な問題が発生し、又は報告を受けたときは、直ちに当該業務を所管する管理責任者へ報告するとともに、速やかに必要な緊急措置及び是正措置を講ずるものとする。

（役教職員の責務）

第8条 役教職員は、法令、学内規則等を遵守し、自己点検、相互牽制、承認手続等の適切な内部統制活動を行うものとする。

2 役教職員は、所掌する業務において内部統制システム上の重大な問題が発生したときは、直ちに部局管理責任者に報告しなければならない。

3 役教職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、統括管理責任者又は監事へ直接報告することができる。

（監事への報告）

第9条 管理責任者、部局管理責任者及び役教職員は、第6条第4項、第7条第

3 項又は前条第 2 項の報告を行ったときは、監事に対し、報告するものとする。
(内部統制委員会)

第 10 条 本学に内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、統括管理責任者から内部統制システムの整備及び運用状況について毎年度 1 回以上報告を受け、必要な改善策等について審議する。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) 管理責任者

4 委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会に副委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

8 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

9 監事は、委員会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(モニタリング)

第 11 条 本学の内部統制システムが有効に機能していることを監視し、継続的に評価するため、次に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 日常的モニタリングは、各業務における役教職員の自己点検、相互牽制、承認手続等により行う。

3 独立的評価は、国立大学法人埼玉大学監事監査規則に基づき監事が行う監査及び国立大学法人埼玉大学内部監査規則に基づき監査室が行う内部監査により行う。

4 最高管理責任者、統括管理責任者及び管理責任者は、前 2 項の規定によるモニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

(事務)

第 12 条 内部統制システムに関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 . 3.17 3 規則 40）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。